

令和6年度 TIPS ポイント事務局運営・データ分析業務委託 企画提案募集要領

本県の公式観光アプリ「TIPS（ティップス）」を活用した情報発信や周遊促進を展開するとともに、旅行者データの取得・分析を行い、その結果を市町や観光事業者等に効果的に還元するため、TIPS ポイント事務局の運営業務、及びデジタル技術を活用した客観的なデータ分析業務委託の企画提案を公募し、同事業の委託先を選定する。

1 募集概要

- (1) 業務名 令和6年度 TIPS ポイント事務局運営・データ分析業務
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 「2 募集業務の内容」のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和7年3月31日（月）まで
- (6) 契約限度額 16,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 採用予定件数 1件

2 募集業務の内容

静岡県では令和2年度から構築を進めている観光デジタル情報プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び静岡県公式観光アプリ「TIPS」（以下「TIPS」という。）を活用し、観光におけるデジタル化に取り組んできた。

令和4年度には、TIPSの「スタンプラリー」機能及びデジタル商品券機能である「TIPSポイント」を活用した周遊促進実証事業として、スタンプラリーイベント及びTIPSのイベントから得られた旅行者データを使用したデータ分析活用ワークショップを開催した。

令和5年度には、令和4年度の実証実験の成果をもとに、県内全域を対象としたデジタルスタンプラリーイベントを開催し、チラシ等PRツールの作成やSNS投稿キャンペーンの実施等によりTIPSダウンロード数が拡大した。また、イベントで得られた旅行者データを分析し、事業者へオンラインセミナーを実施するなど、デジタルマーケティングの取組を進めてきた。

令和6年度は、TIPSポイントの加盟店管理を行う事務局の運営及びTIPSを中心に収集される様々な旅行者データの分析と、その分析結果を活用した施策を実施する（TIPS利用拡大のためのイベントの開催は本委託業務には含まない）。

【実施業務の概要】

項目	内容
TIPS ポイント 事務局	・ポイント加盟店の募集、説明会開催、精算の管理（400店舗を想定） ・コールセンターの設置（加盟店及び利用者からの問合せ対応） （土日祝・年末年始対応）
データ 分析	・データ分析の実施 ・分析データを活用した施策の実施

本公募では、TIPS ポイント事務局を安定的に運営し、旅行者データの分析を行い、効果的に事業者等へ還元するための以下の事業を実施する事業者を募集する。

(1) TIPS ポイント事務局運営業務

事務局を設置し、事業全体の管理、県との連絡調整、TIPS ポイント加盟店の募集・登録及び精算サポート、コールセンター業務等、全ての業務を請け負うこと。

(2) データの分析の実施（提案事項）

ア データ分析に係る業務

・県が提供する TIPS 上の複数のイベントのアプリログデータを組み合わせた分析や、TIPS 以外の様々なデータを活用した分析など、デジタルマーケティングの推進につながる施策を企画立案の上、実施すること。

イ 分析データを活用した施策の実施

・上記アで実施するデータ分析の結果を活用し、旅行者の現状把握をした上で、観光事業者の集客や売上増加につながる具体的な施策アイデアを提案し、観光事業者を支援することで新たな取組事例を創出すること。

・上記の施策アイデアや新たな取組事例を他の観光事業者へ効果的に周知するための施策を実施すること。

(3) 成果報告書の作成

上記業務を実施した結果を踏まえ、事業内容や分析結果がわかる報告書（全体版及び概要版）にまとめること。（概要版については、本事業に係る成果として公表するものとする。）

※委託業務の詳細については、別添「業務内容の詳細」を参照すること。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体（複数の法人からなる組織）による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

(1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 最近 1 年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

- ウ 法人の役員等(法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続

(1) 応募期間

令和6年5月2日(木)から令和6年5月20日(月)午後3時まで(必着)

(2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類(下記(4)参照)を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。(5月20日は午後3時まで)

(3) 提出先

後述の「11 提出先、問合せ先」を参照

(4) 必要書類及び必要部数

ア 業務企画書(様式第1号)…7部(正本1部、写し6部)

イ 業務計画書(様式第2号及び企画提案の内容(様式自由))…7部(")

ウ 法人の登記簿謄本の原本(履歴事項全部証明書)…1部

エ 事業概要等(パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの)…7部

※ア、イの書類は、1セットずつクリップ止めにする。

※ア、イの書類の電子データをCD-R等の電子データに記録のうえ、併せて提出すること。

(5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

静岡県スポーツ・文化観光部ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/1063242.html>

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

1者が応募する件数の上限は1件までとする。

イ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。

また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退書(様式第4号)を提出すること。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

5 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書（様式第3号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。なお着信を担当者に電話で確認すること。

電子メールの件名は「令和6年度 TIPS ポイント事務局運営・データ分析業務委託に係る参加表明書の提出について」とすること。

(3) 提出先

後述の「11 提出先、問合せ先」を参照

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、辞退書（様式第4号）を「4

(1) 応募期間」に提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書（様式第5号）により行うものとし、電子メールにて受け付ける。なお、着信を担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「令和6年度 TIPS ポイント事務局運営・データ分析業務委託に係る質問書の提出について」とすること。

ア 受付期間：公募開始日から令和6年5月15日（水）午後5時まで

イ 提出先：「11 提出先、問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

回答は、令和6年5月17日（金）までに、下記ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答し、表現を一般化した上で公表できるものについてはホームページに掲載する。

静岡県スポーツ・文化観光部ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/1063242.html>

7 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を行い、評価の上位5者以内を、「8 契約候補者の特定（ヒアリング審査）」に示すヒアリング審査の対象者として選定する。

ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和6年5月21日（火）までに通知する。

企画提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）により令和6年5月21日（火）までに通知する。日程の関係上、通知は電子メールで行うため、確認漏れがないよう注意すること。

8 契約候補者の特定（ヒアリング審査）

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表に掲げる評価項目に基づき評価のうえ、審査委員の協議により契約候補者として特定する。

ヒアリング審査は提案書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県のご理解を得た場合は、この限りでない。

（1）実施日時

令和6年5月23日（木）午後（予定）

開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

（2）実施場所

静岡県庁（静岡市葵区追手町9-6）又は県庁周辺会議室

（WEB会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。）

（3）所要時間

各提案者30分程度を予定（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）。

（4）出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

（5）選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、3日以内に通知する。

契約候補者に特定されなかった者（「7 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）によりヒアリング審査実施後、3日以内に通知する。

(表)

評価項目・評価基準		配点
1	TIPS ポイント事務局運営業務	
	加盟店等からの問合せ対応など、契約期間終了まで滞りなく運営できる体制が整っているか。	10
2	データ分析	
2-1	データ分析	
	「複数の」イベントのデータを組み合わせることのメリットがわかるデータ分析の提案となっているか。	20
	TIPS 以外の外部データと組み合わせた分析は、市町や DMO がマーケティングの推進に活用できる提案となっているか。	20
	データ分析が可能な人員を十分に配置し、分析方針について県と適切にコミュニケーションをとることが期待できるか。	10
2-2	分析データの活用のための施策の実施	
	施策の実施にあたり、県の観光施策やデータサイエンスに精通している者を適切に配置しているか。	15
	提案した施策の実施により、TIPS から得られたデータを観光事業者がマーケティングに活用することが期待できるか。	15
3	その他	
	スケジュール及び経費の内訳、範囲が適切であるか。	5
	本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に活かされることが期待できるか。	5
合計		100

9 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>)

10 その他

(1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県もしくは県が指定したものに無償譲渡するものとする。

(2) 秘密保持等

- ・ 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
- ・ 万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 委託事業の成果品

ア 納品物

- ・ 成果報告書（概要版および全体版） 2部（印刷物および電子データ）
- ・ セミナーの開催等、分析データを活用した施策を行った際に使用した資料一式

イ 提出期限

令和7年3月31日（月）

(4) 選定結果に対する説明

選定されなかった者は、選定結果について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間

令和6年6月5日（水）午前9時～令和6年6月14日（金）午後5時

イ 質疑方法

電子メールにて受け付ける。なお着信を担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「令和6年度TIPSポイント事務局運営・データ分析業務委託に係る選定結果について」とすること。

ウ 回答方法

回答方法（書面、口頭 等）については、県担当者との相談のうえ、決定する。

11 提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課企画班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）

電話：054-221-2858 FAX：054-221-3627

E-mail：pf-info@pref.shizuoka.lg.jp